平成２３年（フ）第３６号
島根県益田市赤城町17番１号、前住所島根県益田市白岩町ロ463番地５、前々住所広島市安佐南区古市１丁目30番32―104号
債務者　梅津　睦夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第４５２号
静岡県浜松市中区住吉１丁目22番３号　第２マーブルハイツ101号、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目27番22号　グランドール205号
債務者　杉本有里佳
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
静岡県袋井市浅羽1126番地の22
債務者　長野　弘幸
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１５８号
大阪府寝屋川市萱島本町４番５号
債務者　森口喜美代
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５８号
愛知県豊田市日南町１丁目35番地　愛知第２ビル105号、従前の住所愛知県田原市光崎３丁目６番地10
債務者　小野寺賢司
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
大分県中津市大字永添820番地31　コーポアネックス101
債務者　椋本　晴彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月28日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１７６９７号
東京都港区西麻布１丁目７番１号
破産者　株式会社東京キヤビオート
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６５４号
神奈川県横浜市鶴見区栄町通４丁目42―13―203
破産者　中村　和也
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６９１号
東京都狛江市東和泉２丁目16―１―201
破産者　平田　梨緒
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５４２号
東京都台東区柳橋１丁目７番７号
破産者　アコム産業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６５１号
東京都中央区日本橋浜町２丁目55番５号
破産者　有限会社ミニステート
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７１２号
東京都港区麻布十番３丁目13―１―401
破産者　角田　愼二
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９５８号
埼玉県さいたま市南区内谷５丁目５―12―207
破産者　佐藤　浩美
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４９９号
神奈川県横浜市旭区上白根２丁目16―32
破産者　大西　文子
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５０２号
東京都練馬区三原台２丁目14―14―Ⅱ201
破産者　小塚　　敦
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７５６２号
千葉県市川市市川２丁目12―23―201
破産者　山室　恭一
1　決定年月日　平成23年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４２６号
東京都港区東新橋２丁目11番３号　第２小川ビル７階
破産者　株式会社エスピープロダクト
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部